

かんさつ とき コウノトリを観察する時のルール

コウノトリは国の法律(※)で守られている希少な鳥です。コウノトリがこれからも渡良瀬遊水地で暮らしていけるよう、みんなで温かく見守っていきましょう。

※文化財保護法で特別天然記念物に、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)で国内希少野生動植物種にそれぞれ指定されています。

出典:兵庫県立コウノトリの郷公園「あなたのまちでコウノトリが巣作りをはじめたら」

かんさつ とき 観察する時は……



しず みまも (1) 静かに見守りましょう

コウノトリを驚かさないようにやさしく静かに見守りましょう。観察したり写真を撮ったりする時は、コウノトリが遠かったり、飛び立ったりしないように、150m以上(車の中からでは100m以上)離れましょう。

ちいき めいわく (2) 地域に迷惑をかけないようにしましょう

コウノトリは、田んぼや草地、川、水路などでえさをとり、電柱や人工巣塔の上に巣を作ります。観察する時は、勝手に私有地や農地に入らないようにしましょう。また、道路に車をとめて、他の車の迷惑にならないよう、気をつけましょう。

はんしよくき す ちか (3) 繁殖期には巣に近づかないようにしましょう

2~7月はコウノトリの繁殖期(巣を作り、卵を産んで子育てをする時期)です。この時期に人が近づくと、巣作りや子育てに悪い影響を与えることがありますので、巣には近づかないようにしましょう。

※渡良瀬遊水地では、堤防の上から観察しましょう。



あた えさを与えるのはやめましょう

野外で暮らすようになったコウノトリは、「野生動物」です。コウノトリが自分たちの力でえさを取り、仲間を増やして暮らしていけるように、えさを与えるのはやめましょう。一度、野外のコウノトリに人間がえさを与えてしまうと、自分でえさを採さなくなるだけでなく、人間を攻撃したり、交通事故にあたり(※)する恐れがあります。

※その他、「ヒトと動物の共通感染症」の媒介者となる恐れもあります。

はね コウノトリの羽をひろったら……

コウノトリの「羽」は拾った本人の所有物(もの)となります。許可なく譲り渡す(あげる、もらう、売る、買う、貸す、借りる)ことはできません。(種の保存法による)

